平成２４年（フ）第４０９号
大分県別府市青山町10番39号　市営青山住宅Ａ棟506号
債務者　姫野　　明
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７８号
茨城県ひたちなか市田宮原13313番地３
債務者　冨山　栄子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３７９号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡2388番地
債務者　今田　淳一
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９３号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目９番２号ラフォーレタナアミＡ202
債務者　小原　圭太
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４２１号
茨城県笠間市鯉淵6348番地８
債務者　飯野　勝二
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３１号
茨城県那珂市菅谷2578番地８
債務者　鈴木　一寿
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３９号
富山県高岡市野村1198番地７
債務者　胡桃　正幸
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１４０号
富山県高岡市野村1198番地７
債務者　胡桃みよ子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１４１号
富山県高岡市野村1198番地７
債務者　胡桃　秀泰
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１５１号
富山県高岡市姫野528番地１　姫野マンション207号、前住所愛知県名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番地の１　鳴海第二団地101棟308号
債務者　麻生　孝大
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２０１号
長野県松本市大字里山辺3488番地４
債務者　児玉　和子（旧姓見村）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２１６号
長野県大町市平8053番地４
債務者　篠崎　幸平
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２２１号
長野県松本市芳野13番Ｂ―305号　市営住宅
債務者　三村　智勇
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２３３号
長野県安曇野市穂高8104番地37、前住所長野県安曇野市豊科5264番地１　フォーブルとよしな201
債務者　髙木　優作
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３９３号
岐阜市竜田町５丁目２番地１　プライベートシェラトン305号室
債務者　廣江　　昇
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１５号
岐阜県羽島郡岐南町平島８丁目65番地の１　グランツ杉山Ⅲ３Ａ号室
債務者　福永真美子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
岐阜県可児市今渡2449番地１　リンピアｙａｍａｄａ―103
債務者　青木　敏三
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部